

平成 15 年 3 月 27 日

JICA 企画・評価部

JICA 環境社会配慮ガイドライン第 5 回改定委員会
(平成 15 年 3 月 27 日(木)午後 2 時～ 5 時、11A～F 会議室)

1. 第 4 回改定委員会以降の事務報告
2. ビューローによる打ち合わせの報告
3. 案件事例の紹介
 - (1) コスタ・リカ国テンピスケ川中流域農業総合開発計画調査
 - (2) フィリピン国オルモック市洪水対策事業計画
 - (3) タイ国エイズ予防地域ケアネットワークプロジェクト
4. 現行環境配慮ガイドラインの評価と課題
5. 環境社会配慮に対する JICA の基本方針
6. 論点の協議
 - . 基本的事項
 1. 環境社会配慮の基本方針(環境社会配慮の定義含む)
 2. ガイドラインの目的
 3. ガイドラインの適用範囲
 - 3.1 環境と社会の範囲(人権、ガバナンス、ジェンダーも検討科目に含める)
 - 3.2 スキームの取り扱い(統合した扱いとする)
 - 3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性
7. 次回の改定委員会の案内
 - (1) 第 6 回: 4 月 24 日(木) 14:00～17:00 国際総合研修所国際会議場
 - (2) 第 7 回: 4 月 25 日(金) 09:30～12:30 国際総合研修所国際会議場
8. その他

以上

1. 第4回改定委員会以降の事務報告

- (1) 吉田委員より、援助調和化との関連で、今回のガイドラインの改定につき整理する必要があるとの提案があった(3月8日)。

今回の世銀訪問では、8月のADB訪問に続き、目下、大きな課題なっている「Harmonization Policy」について数人のスタッフと面談しました。当然のことながら環境社会配慮も援助機関の間での調整課題のひとつで話題になりました。

主要な国際援助機関の間ではこれまでのように援助機関が個別にガイドラインと称して途上国にその遵守を要請する方式から、途上国の状況に応じた個別ガイドラインを途上国が主体的に策定し(策定・実施・モニタリング等のための制度・組織・人的能力向上支援こそがODAの役割と認識されている)それに援助機関が沿うというコペルニクス的大転換が行なわれつつあります。このような基本原理を踏まえて、去る2月24・25日にはローマでサミット並みの会議が行なわれていました。その報告は未だ見ていませんが、今回のローマ会議にJICA代表が出席したと聞きおよんでいます。

本委員会で検討中の「ガイドライン改訂」作業は上記の国際援助協調政策路線の原理から少しばかり外れてきているのかなという感触を持たざるえません。国際援助機関ではもはや「ガイドライン」という用語さえ用いるのに躊躇しているように私には思えます。

以上のことから、次回の議題として、本件「ガイドライン改定」と「Harmonization Policy」の整合性について若干の整理をしておくことが不可欠になってきたのではないかと考えます。

JICA代表として今回のローマ会議に出席された方からの報告をいただければ最も良いのではないのでしょうか。

外務省長崎屋課長補佐より、以下の意見があった(3月18日)

援助手続きの調和化については、現在我が国も交えて国際的な議論が行われていますが、調和化の議論は、我が国を含む各ドナーの経済協力手法

そのものにも直結する問題であり、このためこれへの対応について今後慎重に検討していくこととしています。

仮に援助手続きの調和化の議論の一つとして環境社会配慮の項目が入っていたとしても、手続き調和化自体の議論及びそれへの我が国の対応が今後検討されていく中ですので、本委員会で具体的に議論するのは不適切であろうし、また、現実的に不可能ではないかと考えます。本委員会では、基本的には、二国間援助の文脈上で、現在のスキーム、手続きの中で大規模開発案件の環境社会配慮確認手続きを如何に行っていくか、という議論を行っていただきたいと考えます。

【参考1】調和化ハイレベルフォーラム（2月24日～25日、イタリア）の概要と成果及び今後の課題（外務省ホームページ）

- (2) 木下委員より、第4回改定委員会で配布した資料4-5「社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る環境配慮ガイドライン改定に係るプロジェクト研究」中の「第3章 他の国際援助機関における環境配慮の現況」と「参考資料 開発途上国の環境アセスメント制度の状況」について、説明の要望があった（3月17日）。
- (3) JICA 上條より、JICA 環境影響評価実務コース研修員との意見交換会を企画したことを、ビューローに報告した（3月19日）。
日時：平成15年5月16日（金）10：00～12：30
場所：JICA 東京国際センター 東京都渋谷区西原2-49-5（京王新線幡ヶ谷駅から徒歩7分）
参加国：インドネシア、タイ、バングラデシュ、グレナダ、ブルガリア、ポーランド、フィリピン、ベトナム、インド、チュニジア、チェコ共和国、以上11ヶ国を予定（出席者は4月中旬に決定の見込み）
- (4) 事前調査又は予備調査終了時点で中止となった案件（平成12・13年度）
開発調査：197件 / 3件 / 0件（新規案件 / 中止 / 内環境理由）
無償資金：42件 / 6件 / 0件（予備調査案件 / 中止 / 内環境理由）

(5) 課題別指針

様々な開発課題に対する国際的な潮流と主な協力のあり方、JICA の基本的な考え方、事業実施上の留意点などを整理し、JICA の内部資料として取りまとめたもの。現在、25 課題の指針が完成しており、10 課題について作成中。

【参考 2】JICA 課題別指針について

(6) プログラム援助関連資料

プロジェクトとプログラムの定義、プログラム全体と日本協力プログラム及び JICA 協力プログラムの関係を整理した。

【参考 3】プロジェクトとプログラムについて（その定義と位置関係）

4．現行環境配慮ガイドラインの評価と課題

1．現行ガイドラインの用途

- (1) 開発調査の事前調査において、環境配慮団員がスクリーニングとスコーピングを行う際の参考資料。
- (2) スクリーニングとスコーピングの結果を JICA 職員がチェックする際の参考資料。
- (3) 計画策定の初期段階の環境配慮の内容を外部発信。

2．現行ガイドラインの評価

- (1) 開発調査の実施にあたって、スクリーニングやスコーピングの調査手法を導入した。
- (2) 現行ガイドラインは、開発調査の事前調査を対象としたものであるが、無償資金協力や技術協力においても援用して使用している。

3．今後の課題

- (1) 環境社会配慮の実施主体は先方政府であり、JICA はそれを支援する立場にあることを明確にする必要がある。
- (2) 案件検討の段階で、判断に十分なプロジェクト概要や立地環境の情報を入手する必要がある。
- (3) 環境社会配慮への支援を案件毎に判断しているが、統一的な基準とその範囲及び各段階における具体的な支援内容を明確にする必要がある。
- (4) 案件採択後、環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を検討する必要がある。
- (5) 報告書を図書館で公開しているが、より積極的な情報公開を進める必要がある。
- (6) ガイドラインの運用については、各事業部が判断を行っているが、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保する体制を強化する必要がある。
- (7) 改定にあたっては、JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある。

以上

5．環境社会配慮に対する JICA の基本方針 (環境社会配慮ガイドラインの改定にあたって)

JICA は、開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、もって開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する。開発途上国において JICA の協力事業が環境と地域社会に及ぼす影響を回避または低減し、受け入れることが出来ないような影響をもたらすことがないよう、開発途上国政府により適切な環境社会配慮がなされる必要がある。

JICA は、その協力の実施・監督に際しては、開発途上国政府の責任で行われる環境社会配慮の内容を確認し、事業の性質や時間と費用の限界を考慮した上で、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に提言を行う。協力事業が環境や地域社会に与える影響の程度や先方政府の実施体制に応じて、先方政府に対して適切な環境社会配慮を行うよう、JICA の協力事業の各段階において働きかけを行うとともに、先方政府が環境社会配慮を行う上でその能力が不十分な場合、環境対処能力の向上を支援する。

また、環境社会配慮の確認と支援に際しては、相手国側の制度等を踏まえた地域住民等の参加や情報公開が重要であることに留意し、関連する情報の適切な方法での公開、多様な利害関係者の参加の促進と対話の重視を先方機関に要請する。同時に、JICA は環境社会配慮に関連する重要な情報を、適切な時期に適切な方法で先方機関の了解を取り付けた上で公開することを検討する。

JICA は環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっては、上記の方針を反映し、かつ我が国の ODA 政策や JBIC、国際機関等のガイドラインとの整合性を図り、国際的な動向に留意する。

併せて、JICA の環境社会配慮の確認と支援を十分かつ効果的に達成し、改定後のガイドラインの遵守を確保するために、その組織体制のあり方と実施能力の充実についても検討する。

以上

6 . 論点の協議

. 基本的事項 (JICA としてのとりあえずの考え方)

1 . 環境社会配慮の基本方針 (環境社会配慮の定義含む)

開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する。開発途上国において JICA の協力事業が環境と地域社会に及ぼす影響を回避または低減し、受け入れることが出来ないような影響をもたらすことがないよう、開発途上国政府により適切な環境社会配慮がなされる必要がある。

環境社会配慮とは、自然のみならず非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境 (以下、環境と略) に配慮することを言う (JBIC ガイドラインと同様)。「配慮」とは、事業の計画と実施にあたって、情報公開と利害関係者の参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、実行可能な範囲でその影響を回避または低減するような対策を講ずることを言う。

環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。
JICA の協力事業において、環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。JICA は、それを本ガイドラインに照らし環境社会配慮の内容を確認し、開発途上国政府またはその実施機関を支援する。

開発途上国が行う環境社会配慮の内容を確認し、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。

採択された事業について、内容と規模、立地環境の情報と関係する環境社会配慮の項目、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、開発途上国政府またはその実施機関の環境社会配慮の内容と体制 (予算、組織、人員) 及び情報公開や住民参加等の措置と実行状況について、プロジェクトサイクルの各段階で確認し、事業の性質や時間と費用の限界を考慮した上で、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。また、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会

配慮を行うよう先方に働きかける。環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICA の協力事業の中止を我が国政府に提言することもあり得る。

住民参加と情報公開を先方機関に要請する。

環境社会配慮のための必要条件として、JICA が作成する報告書を含めて関連する情報を適切な方法で公開すること、多様な利害関係者の参加の促進と対話の重視を先方機関に要請する。同時に、JICA は、環境社会配慮に関連する重要な情報を、適切な時期に適切な方法で先方機関の了解を取り付けた上で公開する。

開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援する。

開発途上国政府が、環境社会配慮を行う上でその能力が不十分な場合、JICA は環境に係る組織や関係者の総合能力を高めるため、環境に関する技術の習得等を含めた人材育成を推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行う。

ガイドライン遵守確保のための体制を整備する。

ガイドラインの遵守を JICA 内でチェックするとともに、必要な段階で外部からのコメントを受け付け、必要な措置をとる。

2. ガイドラインの目的

- JICA の責任ある環境社会配慮の確認と支援の姿勢を示すもの。環境社会配慮の確認と支援の手続き、意思決定を行うにあたっての判断の基準、環境社会配慮の確認と支援を行うにあたって先方に求める要件を明らかにすることにより、開発途上国に対し環境社会配慮の適切な実施を促す。

3. ガイドラインの適用範囲

3.1 環境と社会の範囲（人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含める）

- JBIC ガイドラインで定められた範囲を参考に検討したい。大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移

転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等)、越境または地球規模の環境問題が JBIC ガイドラインに含まれているが、各項目の必要性を確認する必要がある。特に、水利用、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS については、検証が必要と考えており JBIC 研究会の時の議論も紹介いただけると有り難い。実行可能で、時間や費用の限界も考慮した上で、重要な事項を範囲としたい。

- 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい (JBIC ガイドラインに準拠)。

3.2 スキームの取り扱い (統合した扱いとする)

- 開発調査、無償資金協力、技術協力、各々のガイドラインを作成することとはせず、統一したものを作成する。各々の事業は、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類を行い、カテゴリ毎に必要な環境社会配慮への支援を行う。

3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性

- 紛争国・紛争地域や軍事政権下の国での案件採択の判断は、我が国政府の権限であるが、環境社会配慮が必要となる案件の場合、住民参加や情報公開等の配慮の前提条件を確認することが重要である。環境と地域社会に重大な影響が予想される事業について、こうした前提条件の確保が十分になされない場合は、採択を見送るように提言することもあり得る。

4. 計画アセス (戦略的環境アセスメント)

- 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画 (マスタープラン等) や事業を決定するものではないが事業の内容を拘束する計画 (国の施策の策定、土地利用基本計画、公共事業 5 年計画、エネルギー供給目標等) の作成においては、早い段階からより広範な環境配慮を行うことが出来る仕組みとして計画アセスメント (戦略的環境アセスメント) の活用の可能性について十分議論したい。

5 . 環境管理システムの適用

- ISO (国際標準化機構) 14001 規格で言う「環境マネジメントシステム」は、経営層による環境方針の策定、計画、実施及び運用、点検及び是正処置、経営層による見直しのシステム (Plan, Do, Check, Action) を確立し、環境配慮の継続的改善を続けることと理解。ブラジル、中国、インド、マレーシアなどでは、ISO14001 の認証取得が進んでいると承知しているが、開発途上国政府やその実施機関の動きは承知しておらず、今後 ISO14001 認証の動向を把握する必要があるが、実際の ISO の適用については JICA からの働きかけとともに開発途上国自身の経営トップの判断と取り組みが第一義的に重要であると判断する。
- 開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援することは、基本方針の述べたとおりである。事業者の自主的環境保全努力を促進し向上させることを目的に、JICA の協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階では活動にモニタリングや環境保全対策を先方が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことを検討したい。

【参考1】調和化ハイレベルフォーラム (概要と成果および今後の課題)

平成 15 年 3 月

平成 15 年 2 月 24 - 25 日、イタリア外務省において、世界銀行と OECD-DAC (経済協力開発機構・開発援助委員会)の共催により、調和化ハイレベルフォーラム(High-Level Forum on Harmonization)が開催されたところ、会合の概要と成果および今後の課題以下の通り。

1. 会合の目的

約 2 年間に亘る国際開発金融機関 (MDBs) 及び OECD・DAC における援助実施政策・手続きに関する調和化の作業について総括するとともに、今後数年間の調和化の具体的な取り組みの方向性について議論することを目的として開催された。

2. 出席者

世界銀行をはじめとする主要 MDBs、OECD・DAC、UNDP (国連開発計画) 等の開発関係国際機関の長、PRSP 策定国および調和化パイロット対象国の途上国元首・閣僚、主要ドナー国の経済協力局長等多数のハイレベルを含む約 250 名の出席があった。我が国からは、吉川元偉外務省経済協力局審議官を団長として、外務省、財務省、JICA、JBIC より 8 名が参加した。

3. 議論のポイント

(1) モンテレイ合意・MDGs (ミレニアム開発目標) の達成には開発資金の増額とあわせて開発効果のさらなる向上が必要であり、開発効果向上の方策の一環として、調和化を着実に推進することが重要であるという認識が広く共有された。

(2) 調和化の前提として MDGs (ミレニアム開発目標)・PRSP (被援助国各国が作成する貧困削減戦略文書) の相互の連携と重要性が確認された。

(3) 調和化の議論はドナー間の異なる援助手続きにより途上国側に生じる手続きコストの削減に端を発していたが、今後は PRSP 等途上国側の政策・制度に対してドナーの政策・制度を調和させていく重要性が強調された。

(4) 援助モダリティについては、EU・北欧諸国・オランダ等より、財政支援を目指すべき方向とする意見が出されたものの、我が国やフランス・ドイツをはじめ世銀、ADB 等の MDBs や一部途上国からは、各国毎の状況を踏まえつつプロジェクト型支援を含む多様な援助モダリティを認めるべきとの意見が出された。ただし、アフリカを中心とした一部途上国は、財政支援を求める立場を表明した。

(5) 会合の結論として「ローマ調和化宣言」が採択され、今後は各途上国ごとに調和化の実施が奨励され、ドナー側はそれを支援し進捗状況を報告することが合意された。また、2004年にOECD・DACで予定されている調和化進捗レビューを受け、2005年にフォローアップのための会合を計画することとなった。

4. 我が国の対応

(1) 調和化の議論は日本の経済協力に大きな影響を及ぼす可能性が高いとの認識のもと、外務省、財務省、JICA、JBICを中心として、ハノイにおける準備ワークショップを共催するなど、準備段階から積極的に関与した。

(2) 我が国の調和化の基本的考え方((a) 調和化はそれ自体が目的ではなく開発効果向上のための手段であること、(b) 調和化取り組みにおける途上国側のオーナーシップの尊重、(c) 各国の実状を踏まえた国別アプローチの重要性、(d) 援助モダリティの多様性を確保する重要性)を積極的に発信した。

(3) 我が国の調和化取り組みとして、ベトナムでのJBIC、世銀、ADBの調和化の事例を広く紹介した。

(4) 会合では、吉川審議官よりアジア地域準備ワークショップの報告を行った他、調和化に関する日本政府の基本的考え方に関するステートメントおよび今後の取り組みに関するアクションプランを発表した。

5. 成果

(1) アジア地域準備ワークショップの共催や、ベトナムにおけるJBIC、世銀、ADBの調和化の取り組み等、我が国の調和化への取り組みに対して一定の評価がなされた。

(2) 我が国の調和化に対する基本的考え方は概ね受け入れられ、ローマ調和化宣言に反映された。

6. 今後の課題

本会合の結果を踏まえ、引き続き調和化の議論への我が国の立場の反映に努めるとともに、我が国自身の援助の開発効果を高めるため、国別援助体制・政策の強化、事業形態の見直し等の改革に取り組んで行く必要がある。

(出展: 外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/seisaku_2/choseika_gh.html)

【参考2】JICA 課題別指針について

- (1) 様々な開発課題に対する国際的な潮流と主な協力のあり方、JICA としての基本的な考え方、事業実施上の留意点などを整理し、JICA の内部資料として取りまとめたもの。
- (2) JICA の事業実施計画の企画・立案、案件の審査などにおける判断材料を提示することを目的に作成されており、JICA 職員・専門家・協力隊員等が執務参考資料として活用。
- (3) 平成 12 年 2 月から作業を開始し、平成 14 年 9 月に最初の指針が完成。現在 25 課題についての指針が完成しており、さらに 10 課題についての指針を作成予定。

課題別指針リスト

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 基礎・初中等教育 | 14. 住民による森林管理 |
| 2. P H C [プライマリヘルスケア] | 15. 資源管理：畜産 |
| 3. HIV/AIDS 対策 | 16. 資源管理：水産 |
| 4. 都市開発 | 17. 再生可能エネルギー |
| 5. 産業基盤制度 | 18. 運輸交通 |
| 6. 土地利用 | 19. 自然環境保全 / 生物多様性 |
| 7. ポスト・ハーベスト / 流通 / 市場 | 20. 森林保全 / 住民による森林管理 |
| 8. 食料増産技術 | 21. 砂漠化対策 |
| 9. 技術開発：普及システム | 22. 寄生虫症対策 |
| 10. 農村開発 | 23. 中小企業振興 |
| 11. 住民組織 | 24. ジェンダー主流化・WID |
| 12. 村落金融 | 25. 「貧困削減」 |
| 13. 資源管理：土壌・水 | |

作成予定の 10 課題

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 高等教育 | 6. 障害者支援 |
| 2. 人口・リプロダクティブヘルス | 7. 情報システム技術普及 |
| 3. 水資源開発 | 8. 中小企業育成・裾野産業育成 |
| 4. ガバナンス | 9. 貿易 / 投資促進 |
| 5. 平和構築 | 10. 地球温暖化 |

【参考3】プロジェクトとプログラムについて（その定義と位置関係）

国際的な用語の定義（DAC の”Glossary of Evaluation and Results Based Management Terms” より。）

DAC :

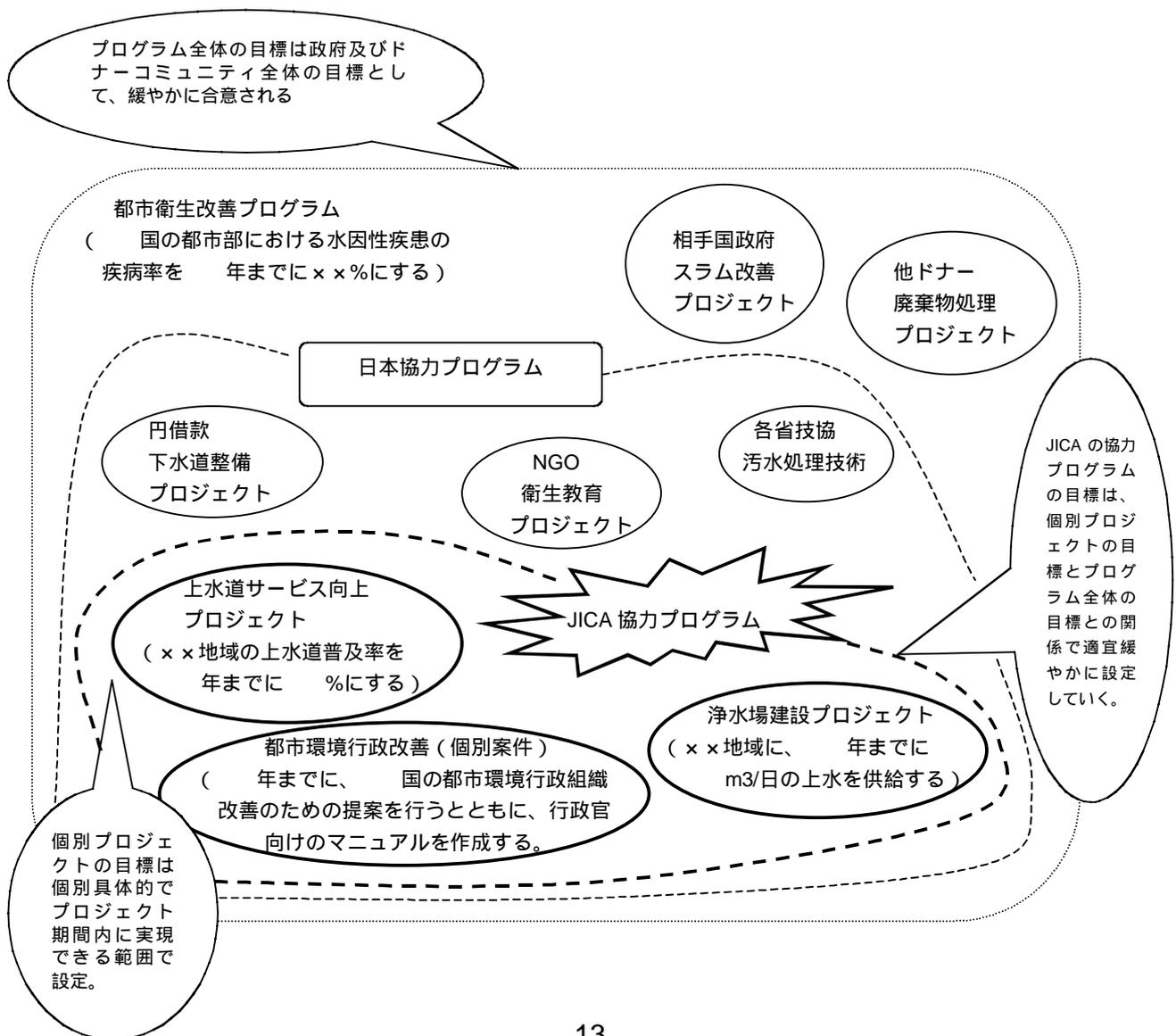
Project: An individual development intervention designed to achieve specific objectives within specified resources and implementation schedules, often within the framework of a broader program.

Program: A development program is usually a time bound intervention that differs from a project in that it may cut across sectors, themes and/or geographic areas, involve lending and non-lending services, and may be supported by different funding sources.

日本が DAC に報告している定義

Project: A planned undertaking designed to achieve certain specific objectives within a given budget and within a specified period of time.

Program: A group of related projects or services directed toward the attainment of specific (usually similar or related) objectives.



【参考4】 JICAの協力事業（国際協力機構法から抜粋）

- 一．技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ) 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行うこと。
 - ロ) 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。
 - ハ) 技術協力のための機材を供与すること。
 - 二) 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。
 - ホ) 開発途上地域における公的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二．無償資金協力の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。
- イ) 無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。
- 三．国民等の協力活動を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。
- イ) 国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
 - ロ) 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
 - ハ) 国民等の協力活動を志望するものからの提案であって外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
- 二) 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- 四．移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ) 調査及び知識の普及を行うこと。
 - ロ) 移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。
 - ハ) 移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。
- 五．開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

【参考5】

プロジェクトサイクルと開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトの関係

プロジェクトサイクル	開発調査	無償資金協力	技術協力プロジェクト
発掘（形成） （Identification） プロジェクトを発掘	外務省が担当 （JICA のプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）	外務省が担当 （JICA は外務省を支援）	外務省が担当 （JICA のプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）
準備（Preparation） 経済・技術・制度・財政面の調査、環境影響調査	JICA が担当	JICA が担当	JICA が担当
審査（Appraisal） プロジェクトを経済・技術・制度・財政・環境面で評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
交渉 （Negotiations） 援助受け入れ国による最終検討、期間や条件の合意	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
承認（Approval） プロジェクト承認、合意文書への署名	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
実施・監督 （Implementation and Supervision） 貸付開始、プロジェクトの実施、援助機関による監督	資金協力機関が担当	外務省が担当 （JICA は実施促進を担当）	JICA が担当
評価（Ex-Post Evaluation） プロジェクトの完了と評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当